チュニジア	ナイジェリア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ	南アフリカ共和国	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ディナール	ナイラ	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	クワチャ	CFAフラン	ランド	ウギア	メティカル	ディラム	ディナール	ルワンダ・フラン
47	4,700	15,000	15,000	240	65,000	10,000	15,000	260	8,600	860	240	37	18,500
12	1,200	3,800	3,800	60	17,000	3,000	3,800	70	2,200	220	60	10	4,700
31	3,100	10,000	10,000	160	44,000	7,000	10,000	180	5,800	570	160	25	12,400
8	800	2,500	2,500	40	11,000	2,000	2,500	50	1,500	150	40	7	3,100
4	400	1,300	1,300	20	6,000	1,000	1,300	30	800	80	20	4	1,600
4	400	1,300	1,300	20	6,000	1,000	1,300	30	800	80	20	4	1,600

附　則

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

4　ジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。